

第4回令和6年度災害廃棄物対策推進検討会における委員御意見に対する回答

※当日回答：白色箇所、本日回答：水色箇所

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
1	市町村から都道府県への事務委託	牧委員	平成28年熊本地震では熊本県が7市町村から事務委託を受け、令和6年能登半島地震では石川県は被災市町村から事務委託を受けてはいないものの、事務委託を受けた場合と同等の体制で支援したとのことだが、国や県がどのように災害廃棄物対応に関わっていくのかということがどこに記載されているか教えてほしい。	資料2 P.19 について、自治体における災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）の策定に資するものとして、環境省では災害廃棄物対策指針（以下「対策指針」という。）を策定・改定している。自治体はこの対策指針を踏まえて処理計画を改定するため、※印に記載した事項の内容を充実させた対策指針の改定をしたいと考えている。このうち「市町村から都道府県への事務委託の記載追加」については、都道府県の処理計画において事務委託に関して記載いただくことを想定している。事務委託の法的な位置づけに関して、事務委託は地方自治法に基づき、地方公共団体間で協議により規約を定めて実施するものであり、地方自治の観点から強制できないと考えている。しかし、どのような場合に事務委託が必要となるのか、事務委託することが望ましい局面や、事務委託することでより円滑かつ迅速に災害廃棄物进行处理できるといった点を対策指針の改定時に記載することで、円滑な事務委託を促すことができると考えている。その際、災害廃棄物発生量が通常の市町村の廃棄物処理システムでは対応できないという点がポイントであり、その点を分かりやすく対策指針に記載していきたい。令和7年度以降は資料2の内容を具体化するために検討を深掘りしていきたいと考えており、最終的には対策指針の改定として結実させたい。
2		金澤委員	資料2 P. 9、平成28年熊本地震では「熊本県内の7市町村は県へ事務委託を行い、県が災害廃棄物の処理を推進した」と記載されている。同 P.13、令和6年能登半島地震では「市町村から県への事務委託は行われなかった」、「石川県においては事務委託を受けた場合と同等の体制をとりながら、被災市町村を支援する体制が取られた」と記載されており、そのように評価していると理解した。それを受けて、同 P.19 において、「都道府県においては、被災市町村への支援の観点のみならず、市町村からの事務委託の可能性」と記載されているが、環境省としてどちらを推進したいと考えているのか、スタンスを明確にすべきではないか。財源や人員不足等から市町村が災害対応に当たるには厳しい側面もあることから、都道府県の役割をもう少し明確に打ち出していくべきである。	
3	事務委託の法的位置づけ	牧委員	代行規定（事務委託）について、地方自治法によるものとのことだが、り災証明の発行に関して、いまは災害対策基本法に記載されているが、以前は地方自治法に記載されていた。地方自治法に記載されているものを廃棄物処理法に記載することは難しいのか。	災害対策基本法においても、特に応急措置に関して市町村が対応できない場合は、都道府県がそれに代わって行うことができるという規定があり、市町村が要請することもできる。要請を受けた場合、都道府県はそれに対応できるよう努めなければならない。廃棄物処理法の枠内で整理すべきこと・災害対策基本法の枠内で整理すべきこと、それぞれの法律の特性をよく理解した上で、適した法的措置を検討することが必要と思う。所管省庁ともよく相談して進めていきたい。
4		酒井座長	り災証明の発行に関する記載が地方自治法から災害対策基本法に記載されるようになったとの発言があったが、事実関係を確認いただきたい。	
5	バキュームカー等の保有状況	牧委員	将来的にバキューム車は減少していくと思われるが、それはどう想定されているか。	人口減少局面のため、今後は廃棄物量やし尿処理量は減少していくことになるが、市町村におけるこれらの業務は絶やすことはできず、一定量のバキューム車やパッカー車は全国として保有していかなければならない。バキューム車やパッカー車が一番多く必要となるのは、災害に伴い廃棄物処理施設の稼働が停止した時である。令和6年能登半島地震では、4つのごみ処理施設と7つのし尿処理施設が被災して稼働を停止した。そういった状況を踏まえると、発災直後に一番スピーディに支援しなくてはならないことは、車両の支援である。今般の災害では、

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
				事業者団体や全国都市清掃会議の協力を得て迅速に車両支援を頂いた。被災規模に応じていかに迅速に車両を集めるか、その上で重要なのがロジスティクスであり、集めた車両をいかに効果的に差配するかという点である。避難所や仮設トイレの設置場所をマップ化・データ化等の見える化すると差配しやすくなるため、デジタル化が大事である。課題も生じたが次に活かしていきたい。 →資料4 2.収集運搬車両等の状況 参照
6		酒井座長	バキューム車数等の基礎情報を整理して提供してほしい。	→資料4 2.収集運搬車両等の状況 参照
7	浄化槽	大迫委員	資料2 P.22「生活ごみ・し尿処理への対応」に関し、浄化槽の防災強化及び被災浄化槽の早期復旧に資するマニュアルの改訂と記載されている。災害時に下水道に流せなくなった場合でも、合併処理浄化槽を避難所に設置することで、自律的に機能させることが可能という考え方はこれまで議論されてきたが、この考え方を反映した形で防災強化やマニュアルの改定を行うと捉えてよいのか。	ご指摘のとおり、浄化槽は自律性が高いシステムとして、これまでの災害でも機能が発揮されていることが確認されている。災害時に被災者が集まる避難所や仮設住宅については、浄化槽を設置することで、下水道が被災しても最低限の生活排水ができるという優位性がある。防災強化の中には自立機能を発揮させる浄化槽の使い道の具体化も含まれていると認識している。ご指摘の点を含めて、より実効性高く浄化槽を活用できるよう、検討を深掘りしていきたい。
8		牧委員	先ほど仮設浄化槽の話をお聞きしたが、仮設住宅には地上置きのもので設置されていて、とても実用的でよいと思った。	※「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（令和6年12月改定、内閣府（防災担当））では、トイレの下水処理に関する防災対策の一つとして、合併処理浄化槽を設置することが記載されている。
9	ボランティアの活動実績について	酒井座長	災害対策基本法の改正の中で、災害ボランティア機能の強化を考えられていることから、それとの関連も重要になってくるため、そういう裏付けとなる数値の準備見通しを教えてください。	今後の災害におけるボランティアとの連携強化に向け、これまでの災害における基礎データの整理含め、引き続きワーキンググループにおいて検討し、適宜本検討会にご報告する。
10	横断的調整支援を担う専門支援機能	酒井座長	資料2 P.31、「横断的調整支援を担う専門機能の確立」について、方向性を提示してもらったこと、前回の推進検討会において牧委員より他省の事例を紹介してもらっているため、これに関しては十分な検討が必要であるが、これまでの災害廃棄物対応の中で、どの程度の支援機関がどの程度の受援機関に対して支援したのか、基礎的な数値に基づき訴えていくべきであることから、その基礎情報の整理作業の見通しを示してもらいたい。	具体的な支援・受援の規模の整理作業に関して、第2回推進検討会で東日本大震災以降の特定非常災害における具体的な支援者数等を整理した。専門支援機能の必要性を説明するため、多数かつ多様な人材が必要になっていることを改めて整理する。災害の規模に応じた必要な支援者数を示し、これを被災自治体が全て差配することは厳しいことから、専門調整機能が必要であることを明確化し、その果たすべき機能や内容を具体化していきたいと考えている。 専門支援機能の検討深化に向け、引き続きこれまでの災害における基礎データの整理含め、事務局で検討の上、次回以降の本検討会においてご報告させていただく。 →これまでの災害廃棄物対応における支援・受援の実績に関する整理については、 資料4 3.令和6年能登半島地震における支援・受援の状況について 参照 →専門支援機能に係る他事例については、 参考資料2 1.専門支援機能に係る参考事例 参照
11		大迫委員	資料2 P.31の横断的調整支援を担う専門支援機能に関して、「被災自治体の補助者・代行者」と記載されている。「補助者」は被災自治体を補助する役割と理解できるが、「代行者」の言葉の意味を教えてください。被災自治体から委託を受	「補助者」と「代行者」を使い分けの考え方に関して、設計や工事発注方法の検討、工程・コストの管理等、さまざまなマネジメントの一部を行う場合は「補助者」、全てを行う場合は「代行者」と使い分けした。本来行うべき業務を他者に委託することを法的に位置付けることはよく行われることであるが、専門支援機能が

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
			けて代行するものなのか、もう少し明確な関係性を「代行者」の言葉に含めているのかを確認したい。	補助者として支援するのか、自治体に代わって代行するのか、専門機能をどう法的に位置付けるか、深掘りの際に仕分けしていきたい。
12		大迫委員	能登半島地震では、マネジメントコンサルタントが事業全体の進捗管理を行っている。コンサルタントは平時において処理計画の策定に関わるため、コンサルタント業界を育てるという観点からも、マネジメントコンサルタントの位置付け含めて、横断的専門支援機能の体制構築方法について今後議論してほしい。	→資料5 専門支援機能の役割、具備要件等について 参照
13		酒井座長	専門機能を誰がどう担っていくかに関しての議論は、今回の制度的対応で考えていきつつ、対策指針でも整理されていくという重層的な形で検討を進めていくことになると思うが、急がなければいけない部分もあろうかと思う。スピード感を持って進めていくことも必要。	委員ご指摘のとおり、制度的措置と対策指針等における検討・整理を並行して進めていく必要があると認識。本検討会を中心に、ワーキンググループでも御議論いただきつつ、制度的対応の検討と併せてスケジュール感をもってそれぞれの検討を進めていく。
14	災害規模、地域特性等に応じた対応方針の整理	酒井座長	参考資料4P. 6について、これは平成27年の廃棄物処理法・災害廃棄物対策基本法の改正の際に整理した概念ですが、阪神・淡路大震災以上の大規模な災害を強く意識をして、当時法改正が行われた。しかし、その後に発生している災害は、これより被害は下回るが、発生量で言うと100～1,000万トンの災害であり、その範囲には開きがある。災害の規模もさまざまであり、地域によって深刻度が変わってくるところをどう考えるのかという話と思う。そのあたりの文章的なところに関する大塚委員の御指摘と思うが、これは本質的なところ。今後どのように対処していくのかについて、より真剣に考えなければならない。今後も、毎年、あるいは同時多発で対処しないといけないような災害も起こり得ることを想定しながら、どう考えるか。参考資料4P. 6ページの図に関して、考えるべきことが多いことを再認識してもらえればと思う。	委員ご指摘の100～1,000万トンの災害では、今回の議論でキーワードとして出た「都道府県の役割」について、脆弱な市町村に対して都道府県がどのような役割を担うのかといった整理が必要。その際、平時の備えとして、災害廃棄物処理計画や災害支援協定の改定・充実を通じてその役割を認識していただくことが、規模が大きく都道府県による支援が不可欠な災害や複数の都道府県が被災する災害では重要となる。議論のポイントの一つであり、今後の検討の中で深掘りしていきたい。 廃棄物処理法に基づく特例措置を複数設けており活用できていたが、その活用レベルをもう少し挙げられるのではないかと考えている。アンケート調査を実施した結果、現行の特例措置だけではまだ届かないところがある点も自治体からご指摘頂いた。産廃処理施設で災害廃棄物を受け入れる場合の設置の事務手続きや再委託に関しても、適正処理がないがしろにされない大前提の上で、特例措置を設けることでより迅速にできる等の改善の余地があると考えている。災害時に民間事業者の活力をしっかりと活用するため、平時の備えに結び付けたいと考えており、その鍵は災害支援協定だと考えている。協定を締結していない自治体は締結を進める、締結している自治体であっても不足するプレーヤー（事業者、自治体等）がいるのであればそれを盛り込む、協定内容をより実践的な内容にする等を行ってほしい。こういったことが標準的なことであるということを制度的な対応の中で位置付けていきたい。そのように深掘りしていく中で、100～1,000万トン級の災害における対応に関するより具体的な絵が描けるとよい。
15	その他	浅利委員	我が国のこうした取組を整理して海外にも発信することで、場合によっては国としての受援に関する議論を行う等、国際連携も視野に情報展開できればと思う。	海外への情報発信・連携等の御意見に対して、引き続き連携しながら進めていきたい。
16		中林委員	資料2の文章の主語が国・地方自治体となっているが、主語を明確にして、都道府県や市町村が何をすべきかを明快に示してもらえるとよい。	今回のとりまとめでは、まずは実施主体ではなく、実施すべき事項をカテゴライズして整理した。（実施事項としての）コンテンツはラインナップできたため、今後、都道府県や市町村に周知等する際は主体別に再整理して

No.	項目	発言者	発言内容	回答（事務局）
				示すことにより都道府県や市町村が実感を持って受け止めていただけるようにしていく。
17			対口支援の体制構築に当たっての基本的な考え方は、都道府県・管内市町村による支援と政令市単独の支援をいかに組み合わせるかである。そのため、災害廃棄物処理の対口支援の考え方や、誰が体制を考えるのか、市町村はどう処理計画に記載すればよいのかをもう少し詰めてもらえると、市町村が現実感を持って支援・受援を考えられるのではないかと。	今回提示した取組の方向性は、国や都道府県、市町村等の関係者を明確にしつつ整理しているが、ご指摘のとおり、国・都道府県・市町村それぞれが何を実施すべきかまでは記載しきれていない。今後の検討を踏まえ、関係者各々が実施すべき事項について、マニュアルや対策指針に記載される等、様々なアウトプットになっていく。引き続き議論しながら、一番効果的な方法を見出していきたい。
18		酒井座長	仮置場に搬入される廃棄物の中には丁寧な取り扱いが必要な適正処理困難物や有害物質がある。これらへの対応に関する方向性がどこに記載されているのかを教えてください。	適正処理困難物への対応に関しては、資料2 P. 23（4）に記載している。適正処理困難物への対応に関しては、地域間協調ワーキンググループにおいて優良事例の収集・整理を行っている。その優良事例を増やしていきつつ、事例を横展開していきたい。その上で、モデル事業により優良事例を増やすことができると考えているため、効果的な方法を模索しながら進めていきたい。
19		安富委員	首長の災害廃棄物に対する理解度にかなりの差がある。その差によって初動の差が露見している。災害対策本部会議で災害廃棄物の問題が挙がっているのか、地域間協調ワーキンググループにおいて自治体の委員に質問すると、なかなか発言するきっかけがなく、首長に理解してもらえないということが多いようだ。これからの取組にどの程度の意味があるか分からないが、大事だと思ったため発言した。	資料2 P. 30 において、職員のレベルに応じた育成カリキュラムについて記載している。他省庁でトップセミナーをやられている事例も承知している。災害廃棄物が重要なファクターだと認識していただく工夫について、今後考えていく。例えば、市長会の枠組みにおける災害対策の取組と連携しながらやることも一案。ご指摘をヒントに首長にどうアプローチしていくか考えていきたい。また、P. 19 に記載の処理計画と地域防災計画・BCP等の上位計画との整合も重要である。発災時、応援職員支援自治体を有効に機能させるためにも、被災自治体職員の人員配置は重要である。災害発生時にそれぞれの部署の職員の配置をどう変えていくかを定めるのが地域防災計画になる。災害時における災害廃棄物対応に一定以上・相当の業務量があることを考えると、上位計画との整合は大事であり、その点を意識しながら検討を進めていきたい。